

「真打ち競演」公開録音の 観覧者を募集します

本町とNHK釧路放送局では、標茶町政施行60周年を記念して、NHKラジオ第1「真打ち競演」公開録音を実施します。

この番組は良質な漫才や漫談、落語を豪華な顔ぶれでお楽しみいただくNHKラジオ第1放送の芸芸番組です。観覧を希望の方は、下記のとおり申し込みください。

- 日時／7月2日(金)
- 開場：午後6時
- 開演：午後6時30分
- 終演：午後8時45分
- 場所／開発センター
- 定員／350名
- 出演者／
- ☆第一部
- 漫才：にゃん子・金魚
- ものまね：江戸家猫八
- 落語：桂平治
- ☆第二部
- 漫才：おぼん・こぼん
- 声帯模写：原一平
- 落語：三遊亭圓歌

☆司会：NHKアナウンサー
●参加方法／入場は無料ですが入場整理券が必要です。
※入場整理券1枚で1歳以上のお子様を含む2名まで入場することができます。

- 申込方法／下図のとおり
 - 申込締切／6月14日(月)必着宛先：〒085-8660 NHK釧路放送局「真打ち競演」係
 - 放送予定／8月16日(月)、23日(月)【ラジオ第1放送(全国放送)】
 - 問い合わせ／NHK釧路放送局「真打ち競演」係
☎0154-41-9192
※平日の午前10時～午後6時
ホームページ (http://www.nhk.or.jp/kushiro/)
- ※応募の際にいただいた情報は、番組やイベントのご案内、抽選結果の連絡のほか、受信料のお願いに使用させていただきます。ご了承ください。

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 085-8660 往信 「真打ち競演」係 NHK釧路放送局 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ①郵便番号 ②住所 ③名前 ④電話番号 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> □□□□□□ 返信 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 入場整理券または、抽選結果が印刷されますので、何も書かないでください。 </div>
〈往信用表面〉	〈往信用裏面〉	〈返信用表面〉	〈返信用裏面〉

既存住宅の耐震改修費を 助成しています



本町では、昭和56年5月より前に着工した住宅を耐震診断した結果、耐震基準を満たしていないと判断された住宅について、耐震改修工事費の1割以内で30万円を限度に助成しています。

また、無料の簡易耐震診断を行っていますのであわせて利用してください。(住宅の図面が必要です)

詳細は、役場建設課建築係に問い合わせください。

耐震診断実施結果のお知らせ

昭和56年度以前に建設した町有施設のうち、平成21年度中に実施した町有施設の耐震診断結果がまとまりましたので、お知らせします。

- 耐震基準を満たしている施設
 - 特別養護老人ホームやすらぎ園
 - みどり保育園
 - ひしのみ保育園
- 耐震基準を満たしていない施設
 - さくら保育園
 - ひまわり保育園
 - たんぼ保育園
 - すみれ保育園

耐震基準を満たしていないと判断された施設は、日々の安全指導に充分注意するとともに、施設の耐震化に向けた取り組みを進めていきます。

なお、「町有施設の耐震化状況」については、役場ホームページ (20ページ参照) を確認してください。

- 問い合わせ 役場総務課交通防災係 (2階②番窓口 ☎485-2111 内線213) 役場建設課建築係 (2階③番窓口 ☎485-2111 内線277)

農業経営の継承を考えている方へ

町では、農業者のみなさんが長年築いてきた資産や技術などを意欲ある人材にそのまま引き継ぐことができる「経営継承事業」を開始します。

経営を譲りたい方と受け継ぎたい方を、町や農協などで組織する新規就農関係機関会議がマッチングし、両者が合意した段階で事業スタートとなります。資産の評価や継承にあたっての権利関係など、新規就農関係機関会議および指導農業士会がチームを組んでコーディネートし、経営継承までサポートします。

事業開始にあたり、経営を譲っても良いという農業者の方を募集します。

事業の流れ

①移譲希望者、就農希望者の登録・マッチング



②両者合意の上で1年程度の実践研修開始



③合意した内容での経営継承



■申し込み・問い合わせ／役場農林課農業企画係（2階⑭番窓口☎485-2111内線242）

下水道事業のお知らせ

町では、平成22年度公共下水道事業を進めています。

この事業により水洗化が可能となった区域の方には、下水道事業受益者負担金条例および分担金条例に基づき建設費用の一部を負担していただいております。納入通知書は7月上旬に送付を予定しておりますのでお知らせします。

上下水道使用料のお知らせ

上下水道使用料徴収業務を次の方へ委託しておりますのでお知らせします。

- 長尾裕美子さん（桜） ●白木 里子さん（桜）
- 駒井 米子さん（麻生） ●高橋マサ子さん（麻生）

水質検査計画を作成しました

町では「平成22年度水質検査計画」を作成し、役場1階ロビー、図書館、各公民館および役場ホームページ（20ページ参照）で公表しています。

この計画は、飲み水や生活用水などを対象に、過去の検査結果や水源の状況などから検討し、1年間に実施する水質検査の項目や頻度、採水場所などを決めています。

また水質検査の結果は、検査実施後に役場ホームページで公表します。

■問い合わせ／役場水道課水道事業係
（⑰番窓口☎485-2111内線267）

住宅用火災警報器の設置を助成しています

町では、住宅用火災警報器の設置費用の一部を助成しています。

■対象世帯／

町内に住所があり、自己所有住宅に住んでいて次に該当される世帯

▽生活保護世帯

▽町民税が非課税である世帯

▽町民税が均等割のみの世帯

■対象経費／

町内の販売協力店から購入する住宅用火災警報器（煙感知器・NSマーク付）の購入費と警報器業者に取り付けを依頼する場合の取付費

■助成金額／

警報器1個につき4,000円を上限とします。

●平屋住宅…1個まで

●2階建て以上の住宅…2個まで

※対象経費が上限に満たない場合は、その金額になります。

■購入方法／

警報器購入の前に、下記窓口に印かんを持参して助成券の申請をし、その助成券を販売協力店に提出してください。助成分を差し引いた額は自己負担となります。

■問い合わせ・申請窓口／

●各公民館（中央公民館を除く）

●役場住民課社会福祉係

（1階②番窓口☎485-2111内線122）